

CLAIR REPORT No.500

オーストラリア多文化主義政策に基づく 州政府及び地方自治体による NPO 等への助成金

Clair Report No.500 (July 21, 2020)
(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

我が国の数多くの地方自治体において、近年、外国人住民数が大きく増加してきており、地方自治体がさらに積極的に多文化共生施策に取り組んでいくことが求められている。また、地方自治体には、多文化共生施策の推進に当たって重要な役割を果たす当該地域における NPO 等としっかり連携・協働しながら、多文化共生施策を、より実効性の高いものにしていくことが求められている。

一方、オーストラリアは、人種、文化、言語、宗教などが多様性に富む多文化主義国家として、多文化共生社会の実現に向けての取り組みを長きにわたって進めてきた歴史を有する。オーストラリアの州政府及び地方自治体においても、日本と同様に、当該地域の NPO 等と連携・協働しながら、多文化共生施策を進めてきているところである。

そこで、本レポートは、オーストラリア多文化主義政策に基づく州政府及び地方自治体による NPO 等への助成金に注目し、その助成金事業の目的、助成基準や助成対象経費、申請・審査・助成決定等の一連の流れ、助成案件の具体例、審査体制や審査実務の進め方などの幅広い面にわたり、その具体的内容を詳細に紹介している。

また、本レポートは、日本における多文化共生分野の NPO 等と地方自治体の関係や地方自治体等における NPO 等に対する助成金事業の概要、さらには、オーストラリアにおける多文化主義政策の歴史やオーストラリアにおける三層の行政統治機構の特徴も紹介しており、日本とオーストラリアの多文化共生施策を比較し理解する上で大いに役に立つものとなっている。

本レポートに示すオーストラリア多文化主義政策に基づく州政府及び地方自治体による NPO 等への助成金の詳細な情報が、今後、日本の都道府県及び市区町村が、当該地域における NPO 等と連携・協働しながら多文化共生施策をさらに積極的に展開する上で参考になれば、幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長
赤岩 弘智

内容

はじめに.....	1
概要.....	3
第1章 日本における多文化共生分野の NPO 等の非政府組織と地方自治体	4
第1節 多文化共生と NPO 等の非政府組織.....	4
第2節 日本の地方自治体等による NPO 等の非政府組織に対する助成金事業....	5
第2章 オーストラリア多文化主義政策の歴史	10
第1節 多文化主義国家オーストラリア	10
第2節 オーストラリアの行政構造	10
第3章 NSW 州政府による NPO 等非政府組織への助成金	13
第1節 Multicultural NSW 概要.....	13
第2節 助成金事業 (Celebrating Diversity Grants Program)	13
第3節 NSW 州政府助成金事業のヒアリング結果.....	17
第4章 ビクトリア州政府による NPO 等非政府組織への助成金	19
第1節 ビクトリア州政府における多文化主義政策所管機関	19
第2節 助成金事業 (Multicultural Festivals and Events Program)	20
第3節 助成金事業 (Multicultural Community Infrastructure Fund)	24
第4節 VIC 州政府助成金事業のヒアリング結果.....	29
第5章 地方自治体による NPO 団体等への助成金	32
第1節 パラマッタ市 (City of Parramatta) における助成金事業概要.....	32
第2節 メルトン市 (City of Melton) における助成金事業概要	39
おわりに.....	45

概要

本レポートは、オーストラリアの州政府及び地方自治体がオーストラリア多文化主義政策に基づく多文化共生施策を展開する上での NPO 等の非政府組織への財政支援に着目し、州政府及び地方自治体が、助成金事業を活用して、エスニック団体等の民間組織が行うイベントやプロジェクト等をどのように支援しているかを、インターネット、文献、ヒアリング等を通じて調査し、その成果をまとめたものである。

第 1 章においては、日本において「多文化共生」という言葉が広く用いられるようになった経緯及び日本の地方自治体の多文化共生施策における NPO 等の非政府組織への助成金事業を紹介する。

第 2 章においては、多文化主義国家としてのオーストラリアの歴史・概要や、オーストラリアの三層の行政組織がどのように役割を分担し多文化主義政策を展開しているかを紹介する。

第 3 章においては、ニューサウスウェールズ州政府が運営する助成金事業を紹介する。

第 4 章においては、ビクトリア州政府が運営する助成金事業を紹介する。

第 5 章においては、ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州の地方自治体が運営する助成金事業を紹介する。

近年、日本では在住外国人が急激に増加し、地方自治体において多文化共生のためのより積極的な取組が求められている中、本レポートが日本の地方自治体の政策立案の際の参考になれば幸いである。

なお、本レポートにおいて「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。

第1章 日本における多文化共生分野のNPO等の非政府組織と地方自治体

第1節 多文化共生とNPO等の非政府組織¹

近年、「多文化共生」という言葉が日本の地方自治体の計画や施策等に使用されるのを目にすることが多くなってきた。そもそも「多文化共生」という言葉はどのような意味であろうか。よく引用される「多文化共生」の定義としては、2005年6月に総務省が設置した「多文化共生の推進に関する研究会」（以下、「総務省研究会」という。）²による定義が挙げられる。総務省研究会は、その報告書のなかで、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。総務省研究会の報告書は、2006年3月に公表され、同時期に地方自治体に通知³された「地域における多文化共生推進プラン」（以下、「多文化共生プラン」という。）とともに「多文化共生」の考え方は地方自治体に徐々に広まっていった。

次に、多文化共生推進のために活動してきている民間の非営利組織である「多文化共生センター」について紹介する。多文化共生センターは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で被災した日本語が分からない外国人に対し多言語情報提供等の支援を行った民間ボランティア団体である「外国人地震情報センター」を前身とする非政府組織である⁴。外国人地震情報センターは日常における在住外国人支援にもその活動を拡大していき、1995年10月に同センターを改称し「多文化共生センター」を発足させた。多文化共生センターは、その設立趣意書の目的の項目で「多文化共生」の理念を「国籍、文化、言語などの違いを超え、互いを尊重する」と定義した⁵。この定義は、総務省研究会による定義の10年以上前に整理されたものであり、「多文化共生」を定義したのものとしては初めてのものであるとされる。こうした経緯もあり多文化共生センターは、「多文化共生」という言葉を広めた主体の一つであるとされている。その後、多文化共生センターは、2006年に「東京」、「きょうと」、「大阪」、「ひょうご」、「ひろしま」

¹ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

山脇啓造 「多文化共生社会に向けて—国と地方自治体の取組を中心に」 ぎょうせい、「法律のひろば」2016年6月

小笠原美喜 「「多文化共生」先進自治体の現在—東海及び北関東の外国人集住自治体を訪問して—」 国立国会図書館、「レファレンス」2015年8月号

<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484231_po_077505.pdf?contentNo=1>（閲覧日：2020年2月28日）

² 総務省 2006年3月 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」, p5, <https://www.soumu.go.jp/main_content/000539195.pdf>（閲覧日：2020年2月28日）

³ 総務省 2006年3月 「地域における多文化共生推進プランについて」, <https://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf>（閲覧日：2020年2月28日）

⁴ 一般財団法人ダイバーシティ研究所 2020年1月 「外国人地震情報センター資料集」, <<https://diversityjapan.jp/archive/feic/>>（閲覧日：2020年2月28日）

⁵ 田村太郎ほか 2007年3月 『多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかる基礎分析』第1章 多文化共生社会の形成と日本における取り組みに関する現状分析, p13, <https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200703_kus_01.pdf>（閲覧日：2020年2月28日）

の5つの団体に分離・独立し、より地域に根差した多文化共生を推進していった。

このように、「多文化共生」という言葉が全国へ広まった要因としては、一つの非政府組織の発足が大きく影響してきた。では、地方自治体による多文化共生施策の分野において、NPO等の非政府組織は、どのように位置付けられているのだろうか。上述したとおり、総務省は、2006年3月に地方自治体に多文化共生プランを通知し、地方自治体に対し地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を促した。総務省は、同通知において、「「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて」（平成12年4月24日付け自治国第44号）において、地域国際化におけるNPO、NGO、その他の民間団体の果たす役割の重要性について指摘したところですが、地域における多文化共生の推進にあたっては同様であり、指針・計画の策定及び施策の推進においては、これらの民間団体との連携・協働に努めて下さい。」と述べている。

さらに、同通知で参照された「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて」⁶においては、自治省（当時）は、地方自治体による国際交流及び国際協力における民間団体との関係の在り方を明らかにしている。この中では「2 民間団体の活動に対する支援の必要性」として、「民間団体の活動が活発になってきたとはいうものの、人材面や財源面での態勢は必ずしも十分とはいえないのが現状」とし、「このため、民間団体に対しては、市民が民間団体の国際交流活動に参加しやすい環境を整備することを通じて民間団体の活動を促進することや民間団体の自立性を損なわない形での財政支援、さらには、民間団体の活動と行政の活動の連携などに取り組んで行く必要がある」とし、地方自治体による国際交流等を行う民間団体への財政支援等を促している。

第2節 日本の地方自治体等によるNPO等の非政府組織に対する助成金事業

前節では、多文化共生という言葉の歴史を振り返るとともに、日本の多文化共生における地方自治体とNPO等の非政府組織の関係性について見てきた。ここでは、多文化共生の取組を行うNPO等の非政府組織に対する地方自治体等による助成金事業について紹介する。

都道府県、市区町村の違いを問わず、助成金事業によりNPO等の非政府組織を支援し、地域の多文化共生を推進している地方自治体が数多くある。一般財団法人自治体国際化協会の地域国際化協会ダイレクトリー⁷によると、こうした助成金事業を持つ都道

⁶ 自治省 2000年4月 地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて、<http://www.clair.or.jp/j/docs/civil_h12.pdf>（閲覧日：2020年2月28日）

⁷ 地域国際化協会の組織、施設、取り組み等の情報を集約したダイレクトリー（地域国際化協会連絡協議会 平成30年度地域国際化協会ダイレクトリー、14民間交流団体への支援・助成制度）<<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/minkan-9-11.pdf>>（閲覧日：2020年2月28日）

府県や政令指定都市の多くは、その外郭団体である地域国際化協会⁸が助成金事業を設け、民間団体等による多文化共生事業のサポートを行っている。例えば、愛知県では、公益財団法人愛知県国際交流協会が「国際交流推進事業費補助金」⁹という民間国際交流団体及び民間の非営利団体向けの助成金事業を運営している。その概要は次のとおりである。

●公益財団法人愛知県国際交流協会 「国際交流推進事業費補助金」

・概要

愛知県内を活動の中心としている民間国際交流団体及び国際交流活動に取り組む民間の非営利団体による地域住民と外国人の交流事業、地域住民の国際理解推進のための普及啓発事業、多文化共生社会の実現に資する事業、その他地域の国際交流の推進に寄与すると認められる事業に対して助成する。

・補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とする。

・補助事業例

令和元年度の第1回補助金交付事業は（表1）のとおりである。

（表1） （公財）愛知県国際交流協会による令和元年度第1回国際交流推進事業費補助金交付事業一覧¹⁰

団体名	事業名
公益財団法人 豊橋市国際交流協会	国際協力月間事業
中部フィリピン友好協会	第35回名古屋国際交流フィリピンフェスティバル
子どもと女性のイスラームの会	外国人親子 和食クッキングスクール
できな祭実行委員会	できな祭 2019
公益財団法人 名古屋青年会議所	東アジア友好アライアンスを構築する事業 Asia-One-CUP (Asia is One "CUP") プロジェクト

⁸ 都道府県及び政令指定都市に置かれた国際交流協会等のうち総務省から中核的民間国際交流組織として認定を受けた団体（自治体国際化協会 地域国際化協会について）

<<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/rliea.html>>（閲覧日：2020年3月3日）

⁹ 公益財団法人 愛知県国際交流協会 国際交流推進事業補助金制度のご案内、<<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokin.html>>（閲覧日：2020年2月28日）

¹⁰ 公益財団法人 愛知県国際交流協会 国際交流推進事業補助金交付事業一覧、<<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokinjisseki.html>>（閲覧日：2020年2月28日）

他方、地方自治体が自ら助成金事業を運営するケースもある。例えば、東京都は、「東京都在住外国人支援事業助成」¹¹という事業により、民間団体が行う都内在住外国人を支援する事業に対する財政支援を行っている。その概要は次のとおりである。

●東京都 「東京都在住外国人支援事業助成」

・概要

東京都内に活動拠点を有する民間団体が行う在住外国人の活躍推進、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の意識啓発に関する事業に対して助成する。

・助成金額

助成対象事業費の2分の1以内で、500万円を上限とする。

※助成対象事業費の総額が50万円以上であることが要件である。

・助成事業例

令和元年度の助成対象事業は19事業である（表2）。

¹¹ 東京都 生活文化局 2019年度在住外国人支援事業助成のご案内、
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/files/0000000158/31chirashi.pdf>（閲覧日：2020年2月28日）

(表2) 東京都による令和元年度東京都在住外国人支援事業助成対象事業¹²

	団体名	事業名
1	一般社団法人レガートおおた	外国人相談・同行・通訳支援事業
2	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	ワールド・みんなのふくろう BOOKCAFE
3	特定非営利活動法人体験型安全教育支援機構	来日定住外国人児童に「安全生活」を届けるための教育教材の開発および安全教室の開催
4	一般社団法人日本国際化推進協会	”Japan ASIA Youth Conference 2019”外国人材活躍推進のための政策カンファレンス
5	特定非営利活動法人在日モンゴル人会	在住モンゴル人への生活情報提供と相談会の実施
6	一般社団法人日中イノベーションセンター	留学生・外国人就労者・外国人個人事業主のための起業セミナー
7	特定非営利活動法人アフリカ日本協議会	在住アフリカ人と共に生きる勉強会・交流会（全4回）
8	特定非営利活動法人国際活動市民中心	【連携事業】東京都における外国人相談を通じた多文化共生の基盤作り及び東京都少数言語通訳派遣コーディネート事業
	Our Foreign Neighbors We Care	
9	社会福祉法人さほうとにじゅういち	難民等外国につながる小中高生の包括的な学習支援の体制づくり
10	特定非営利活動法人多文化共生センター東京	外国にルーツを持つ子供の就学・進学支援のための学習サポート事業
11	特定非営利活動法人 CMC	CMC プロジェクト
12	公益財団法人東京 YWCA	日本語を母語としない外国人の親を持つ子どもたちへの日本語・学習支援と在住外国人への日本語支援
13	特定非営利活動法人日本ペルー共生協会	バイカルチャーの若者育成プログラムⅢ
14	特定非営利活動法人青少年自立援助センター	海外にルーツを持つ子どもと若者のための高校進学支援事業 YSC グローバル・スクールプレップコース
15	特定非営利活動法人東京英語いのちの電話	外国人へのメンタルヘルスサポート・無料電話相談
16	ビルマ同好会「ミンガラ日本語教室」	ミンガラ日本語教室（在京ミャンマー人の日本語教室）
17	日本聴覚障害者建築協会	ユニバーサルデザイン SOS ハンドブックのスマホ化
18	特定非営利活動法人新現役ネット	しば日本語クラブ
19	特定非営利活動法人 Japan Bulletin Board	防災教育普及事業

¹² 東京都 生活文化局 令和元年度 東京都在住外国人支援事業助成 対象事業一覧、
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/files/0000000158/01_jigyouchiran.pdf（閲覧日：2020年2月28日）

また、その他の市区町村においても、都道府県や政令指定都市と同様の NPO 等の非政府組織向けの助成金事業を運営し、積極的に多文化共生を推進している地方自治体がある。例えば、人口約 3 万人¹³の広島県安芸高田市では、「多文化共生推進補助金」¹⁴という助成金事業で民間団体による多文化共生の取組を支援している。その概要は次のとおりである。

●広島県安芸高田市 多文化共生推進補助金

・概要

安芸高田市内の非営利団体である、地域振興会、自治会、実行委員会、自主防災組織等が行う多文化共生推進事業や国際交流イベントに要する経費に対して助成する。

・補助金額

補助対象経費の 80%以内で、3 万円を上限とする。

¹³ 安芸高田市 住民基本台帳人口・世帯数（令和 2 年 2 月 1 日現在、外国人含む），
<<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/sougoumadoguchi/jinkousetai/p885/>>（閲覧日：2020 年 2 月 28 日）

¹⁴ 安芸高田市 多文化共生推進補助金，
<<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/v144/>>（閲覧日：2020 年 2 月 28 日）

第2章 オーストラリア多文化主義政策の歴史¹⁵

第1節 多文化主義国家オーストラリア

オーストラリアは、人種、文化、言語、宗教等が多様性に富んだ多文化主義国家であるといわれている。特に、第二次世界大戦以降、労働力不足を解消するために多くの移民を受け入れ、さらに1970年代に白豪主義から多文化主義に転換した後は、人種的背景にかかわらず世界各地から多くの移民を受け入れてきた。オーストラリアの移民政策は、海外出身の移民を永住者として定住させるのが原則¹⁶である。連邦政府の移民プログラムの報告書によると、近年では、毎年16～19万人程度に永住権を付与し数多くの移民を受け入れている¹⁷。オーストラリア統計局によると、現在のオーストラリアの人口の3割ほどが海外生まれ¹⁸で、家庭で英語以外の言語を使用する者の割合は人口の約2割¹⁹に及んでいる。海外からの移民が人口の多くを占め、国家の発展に欠かすことができない存在であるため、移民がオーストラリア社会にスムーズに溶け込めるかどうかは極めて重要である。そのため、英語教育、通訳サービス、多言語対応等、移民を社会の構成員として受け入れるための社会統合施策は不可欠であり、後述するように、行政、NPO等の非政府組織により様々な施策が行われている。

第2節 オーストラリアの行政構造

オーストラリアにおける行政統治機構は、連邦、州・特別地域、地方自治体という三層構造になっている。一見すると日本と同様の三層構造であるが、それぞれの州がもともとは英国植民地であったという歴史的経緯もあり、州政府に広範な権限が付与されており、特に地方自治体の権限は限定的である（表3）。

¹⁵ 本章の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

自治体国際化協会 「オーストラリアの多文化主義政策」『CLAIR REPORT』358号, 2011年

自治体国際化協会 「オーストラリアの定住支援サービスと多言語教育」『CLAIR REPORT』368号, 2011年

自治体国際化協会 「ビクトリア州における多文化主義政策」『CLAIR REPORT』460号, 2018年

自治体国際化協会 「地方自治体が実施する地域活性化施策に対するオーストラリア連邦政府の財政支援施策」『CLAIR REPORT』489号, 2019年

自治体国際化協会 「英語を母国語としない生徒への多文化教育と英語教育—ニューサウスウェールズ州 Intensive English Centre の取組み—」『CLAIR REPORT』492号, 2019年

¹⁶ 浅川晃広 「オーストラリア移民政策論」 中央公論事業出版, 2006年10月, p32

¹⁷ Department of Home Affairs, 2018-2019 Migration Program Report, p12,

<<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/report-migration-program-2018-19.pdf>>

(閲覧日: 2020年2月28日)

¹⁸ ABS, 3412.0 - Migration, Australia, 2017-18

<<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/3412.0Main%20Features22017-18?opendocument&tabname=Summary&prodno=3412.0&issue=2017-18&num=&view=>>> (閲覧日: 2020年2月28日)

¹⁹ ABS, 2016 Census: Multicultural

<<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/lookup/Media%20Release3>> (閲覧日: 2020年2月28日)

(表3) 各層政府の権限²⁰

連 邦		州・特別地域 ²¹		地方自治体
専属的権限	共管権 ²²	その他の権限		
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ²³	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限 ²⁴	専属的権限・共管権以外の権限 (州のみが行使し得る権限)		各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・ 関税・消費税の課税 ・ 硬貨製造 ・ 連邦憲法改正の発議 等	〈例〉 ・ 関税・消費税以外の課税 ・ 防 衛 ・ 外 交 ・ 社会福祉 ・ 年 金 ・ 郵便制度 ・ 度量衡制度 ・ 銀行運営 ・ 保険運営 ・ 著作権制度 等	〈例〉 ・ 警 察 ・ 消 防 ・ 救 急 ・ 公立学校 ・ 公立病院 ・ 環境保全 等		〈例〉 ・ 地方道整備 ・ 山火事対策 ・ 公衆衛生 ・ 児童保育 ・ ごみ収集 ・ 建築確認 ・ 土地利用計画 等

連邦政府における社会統合施策としては、オーストラリアに到着して間もない移民を対象とする英語学習プログラムである AMEP (Adult Migrant English Program) や、翻訳・通訳サービスを提供する TIS (Translating and Interpreting Service) が挙げられる。このほか、コミュニティランゲージスクール²⁵に対する助成や異文化への理解を促すための祭りやイベントに対する助成金事業等により移民向けの社会統合施策を実践している。

州政府の権限は、学校教育、公立病院、消防、警察、公共交通等広範にわたり、多文化主義政策の分野においても州政府が幅広く施策を講じている。具体的には、本レポートで取り上げる NPO 等の非政府組織が行う祭りやイベントへの助成、州立学校におけ

²⁰ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年、6頁

²¹ 首都キャンベラでは、オーストラリア首都特別地域政府が州及び地方自治体の機能を果たしている。

²² 権限行使に関し、連邦と州で競合したときは連邦の権限が優先する (109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution))。

²³ 90, Chapter4; 115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

²⁴ 51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

²⁵ 母語を学ばせるために、保護者等が放課後や土曜日等に運営している学校である。

る移民子弟向け英語学習機会の提供、州立病院での多言語サービス、多言語での災害情報
の伝達、移民向けの就労支援事業、多文化週間等による多文化主義の機運向上事業、
通訳派遣事業等、多岐にわたる事業を実施している。

地方自治体は、その設立根拠が各州の州法にあるため、「州の創造物」とされ、日本
の基礎自治体に比べると権限が限定的である。他方、最も住民に身近な行政主体である
ことから、主として地域のコミュニティに対する支援を行っている。例えば、地方自治
体は、そのコミュニティセンターや図書館等のインフラを通じたコミュニティ支援に加
え、NPO 等の非政府組織に対する助成等も行う。

このように、オーストラリアの行政構造は、日本と同様の三層構造となっているもの
の、州政府が広範な権限を有するという特徴を有し、多文化主義政策の分野においても
州政府が幅広く施策を展開している。日本においては、「出入国管理及び難民認定法及
び法務省設置法の一部を改正する法律」が 2019 年 4 月 1 日より施行され、新たな在留
資格「特定技能」が創設された。新たな在留資格の創設により、より一層、日本に在留
する外国人が増加すると見込まれている。こうした流れに合わせて、日本政府は、2018
年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人材の受
入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進することとしている²⁶。同対応策に基
づく取組として、早速、一部の自治体では、一元的相談窓口（多文化共生総合相談ワン
ストップセンター）を開設する^{27,28}など、近年、地方自治体における多文化共生の施策
が大きく進展しはじめている。このような地域の多文化共生に関する取組は、行政だけ
でなしうるものではなく、本レポート第 1 章第 1 節で見てきたとおり、様々な NPO 等
の非政府組織と協力のうえ進めていく必要がある。

本章で見てきたとおり、オーストラリアは多文化主義が浸透した移民国家であり、
様々な助成金事業により、行政が NPO 等の非政府組織が行う多文化主義政策の推進に
資する事業を支援している。このようなオーストラリアの助成金事業は、今後、日本の
地方自治体が多文化共生施策を更に充実させる際の参考になると考え、調査を行った。
次章以降では、オーストラリア多文化主義政策に基づく州政府及び地方自治体による
NPO 等の非政府組織に対する助成金事業について述べる。

²⁶ 首相官邸 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryou3-2.pdf>>（閲覧日：2020 年 3 月 5
日）

²⁷ 首相官邸 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の進捗状況について、p2
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai6/siryou2-4.pdf>>（閲覧日：2020 年 3 月 5
日）

²⁸ 例えば、川崎市は 2019 年 7 月 31 日に多文化共生総合相談ワンストップセンターを開設した。
<<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/250/0000108979.html>>（閲覧日：2020 年 3 月 5 日）

第3章 NSW州政府によるNPO等非政府組織への助成金²⁹

第1節 Multicultural NSW 概要

Multicultural NSW は、ニューサウスウェールズ州多文化法³⁰を設立根拠とするニューサウスウェールズ州（以下、「NSW州」という。）政府における多文化主義政策を所管する機関である。同機関は、NSW州政府内における多文化主義政策の企画立案、NSW州政府の各組織等による施策における多文化主義政策の取組状況の確認、イベント等を通じた多文化主義のプロモーションを行うとともに、公式文書などの翻訳、通訳派遣等の事業も行う。Multicultural NSW は、同機関の戦略的優先事項 (Strategic Priorities)³¹を定め、地域のコミュニティ団体を同機関の目的を実現する上での重要なパートナーとして位置づけ、コミュニティ団体を支援している。

●戦略的優先事項1：コミュニティ (Community)

多くのコミュニティと親しく強固な関係を維持するために、Multicultural NSW は、一丸となり文化的多様性の促進に積極的に取り組む。

●戦略的優先事項2：言語 (Language)

Multicultural NSW は、翻訳・通訳サービスの提供を通じ NSW州の人々の社会参画を促す。

●戦略的優先事項3：能力 (Capability)

Multicultural NSW は、文化的多様性の価値を認識したうえで、それを活用し、社会的結束とコミュニティの調和の向上に取り組む。

本章では、Multicultural NSW が、コミュニティの調和の推進、文化的多様性の祝福等を目的として実施する助成金事業を紹介する。

第2節 助成金事業 (Celebrating Diversity Grants Program)

1 概要

Multicultural NSW は、Celebrating Diversity Grants Program という助成金事業を展開している。このプログラムには、①イベント (Celebrating Diversity: Events) と②プロジェクト (Celebrating Diversity: Projects) の2つのカテゴリーがある。①イ

²⁹ 本章の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

Multicultural NSW, Celebrating Diversity Grants Program <<https://multicultural.nsw.gov.au/grants>> (閲覧日：2020年2月28日)

自治体国際化協会 豪州多文化主義政策交流プログラム 2018 報告書

自治体国際化協会 豪州多文化主義政策交流プログラム 2016 報告書

³⁰ Multicultural NSW Act 2000 <<https://www.legislation.nsw.gov.au/inforce/1149872b-2d24-4592-a299-ddf65dd8c048/2000-77.pdf>> (閲覧日：2020年2月28日)

³¹ Multicultural NSW, Strategic Priorities <<https://multicultural.nsw.gov.au/other-publications/strategic-priorities>> (閲覧日：2020年2月28日)

イベントのカテゴリーでは、1 イベントあたり 10,000 ドル³²を上限に多文化関連の祭りやイベントに対して助成する。1 年度あたり 800,000 ドルが州の予算の上限とされている。②プロジェクトのカテゴリーでは、1 プロジェクトあたり 40,000 ドルを助成上限とし、ハード事業ではない継続的な社会統合に資する草の根のプロジェクトに対して助成する。1 年度あたり 600,000 ドルが州の予算の上限とされている。また、Multicultural NSW は、高齢者、若者、女性、地方コミュニティの4分野を重点分野としてこれらの分野（複数にまたがるものを含む。）のプロジェクトへの助成金の申請を奨励している。

2 助成金事業の目的

Celebrating Diversity Grants Program は、コミュニティの調和を促進し、文化の多様性を祝うことを目的としている。

①イベント（Celebrating Diversity: Events）：

イベントのカテゴリーでは、コミュニティを結び付ける祭りやイベントを支援し、文化的多様性の利点を示し、社会的結束とコミュニティの調和を促進することを目的としている。

②プロジェクト（Celebrating Diversity :Projects）：

プロジェクトのカテゴリーでは、コミュニティを結び付け、社会的結束に永続的に良い影響を与える新しいプロジェクトや取組を支援し、草の根レベルのコミュニティの能力開発、異文化への関与促進、移民の社会参画支援を目指している。

3 基準

助成金の交付対象となる団体は、以下の要件を満たす必要がある。

- ①非営利団体であること。
- ②NSW 州内に所在する団体であること。
- ③過去3年間及び現在の資金源を確認できること。
- ④過去に受けた全ての助成金が精算されていること。
- ⑤イベント又はプロジェクトが助成金事業の目的にどのように資するかを示すこと。
- ⑥イベント又はプロジェクトが Multicultural NSW の戦略的優先事項³¹にどのように沿っているかを示すこと。
- ⑦イベント又はプロジェクトの効果測定をどのように実行するかを示すこと。
- ⑧イベント又はプロジェクトの費用対効果が高く、実行可能であることを示すこと。
- ⑨適切な保険と免許を所持すること。
- ⑩イベントに関し、本助成金以外の資金源を確認できること。
- ⑪助成金受領後12か月以内にプロジェクトを実施すること。

³² 約 750,000 円（1 ドル=75 円として算出）

⑫Multicultural NSW 及び他の NSW 州政府機関が助成するイベント又はプロジェクトを自団体のウェブサイトやソーシャルメディアで広報すること。

また、次の活動は助成金を充当する事業の対象外とされている。

- ①政治活動。
- ②国民の日又は独立記念日³³の祝宴（オーストラリアの祝日等の例外あり）。
- ③宗教的な祭り、儀式、イベント、またはプロモーション。ただし、複数の宗教の理解の促進を図るようなイベントは除く。
- ④経常的な資金によって賄われている活動。
- ⑤当該組織の中核的な事業等。
- ⑥既存のサービスを複製したプロジェクト。
- ⑦建設工事（メンテナンスを含む。）及び機器の購入。
- ⑧Multicultural NSW の事前の承認を得ずに、出版又は放送といったメディア公表を行うこと。
- ⑨商業活動又は資金調達活動。

4 申請等の流れ・スケジュール

助成金の申請は、SmartyGrants³⁴という助成金管理を行うための外部サイトを経由して申請しなければならず、また、オンラインでのみ申請が可能である。2020年に実施されるイベント及び2020年3月から2021年2月までの間に実施されるプロジェクトに対する助成金の募集は、次のスケジュールに沿って行われている。イベントに係る申請は年2回、プロジェクトに係る申請は年1回募集されている。

●ラウンド1（イベント）

対象イベント：2020年1月1日から同年6月30日までのイベント

募集期間：2019年8月12日から同年9月20日まで

●ラウンド2（プロジェクト）

対象プロジェクト：2020年3月1日から2021年2月28日までに実施されるプロジェクト

募集期間：2019年10月28日から同年12月12日まで

●ラウンド3（イベント）

対象イベント：2020年7月1日から同年12月31日までのイベント

募集期間：2020年2月3日から同年3月13日まで

³³ エスニックコミュニティのナショナルデー等を指す。

³⁴ SmartyGrants <<https://www.smartygrants.com.au>>（閲覧日：2020年2月28日）Multicultural NSW のほかにも、連邦政府や州政府の省庁や慈善団体等も同サイトを通じて助成金申請を受け付けている。

助成金の申請は、全て助成金担当官によって最初に審査され、適格基準への該当性、除外要件への非該当性及び文書に関する要件が満たされていることが確認される。助成金担当官は、締め切り前に提出された申請書に不足書類があった場合には、申請者に連絡して不足書類を提出する機会を提供する。ただし、締め切り日までに不足書類が提出されない場合には、申請書は審査されない。その後、厳格な評価プロセスに従って、助成金の申請が審査される。各申請案件は、3人以上の多文化諮問委員会メンバーで構成される助成金評価委員会によって評価される。助成金評価委員会は、助成金の支給について多文化主義大臣に勧告する。大臣は全ての助成金申請案件を審査し、助成決定を行う。その後、採択・不採択にかかわらず結果を書面で通知する。この助成金申請の処理には、最低2か月間程度を要する。助成金が採択された場合、助成金申請者は、助成金の利用条件等が記された助成金交付契約を Multicultural NSW と締結しなければならない。

5 審査基準

次の基準及び考慮事項が助成金の採択の際に考慮される。

- ①申請は適格基準を満たしており、除外要件に該当していないか。
- ②申請が書類等を全て揃えたうえで期限内になされたか。
- ③助成金への申請が適切か。
- ④多様性を祝うイベント又はプロジェクトの成功の可能性。
- ⑤経済効率性。
- ⑥他の申請との比較におけるコミュニティ、手法、地域性の多様性とバランス。
- ⑦同一申請主体からの複数の申請かどうか。
- ⑧予算上限の制約。

6 助成実績及び活用事例³⁵

2018/2019年度³⁶においては、イベントのカテゴリーでは、72のイベントが助成金事業として採択され、NSW州内の500,000人以上がこの助成金を活用した様々な祭りやイベントに参加し文化の多様性を祝った。日本人コミュニティがこの助成金を活用した具体的な例としては、シドニー都市圏のコミュニティランゲージスクールであるノースショア日本語学校³⁷の Killarney Fun Day Festival というイベントがある。また、プロジェクトのカテゴリーでは、33の組織に対し助成金が授与された。イベント、プロジ

³⁵ Multicultural NSW 年次報告書 2018-2019 <https://multicultural.nsw.gov.au/file_download/151> (閲覧日：2020年2月28日)

³⁶ オーストラリアにおいては、会計年度は、7月1日から始まり、翌年6月末で閉じる。2018/2019年度は、2018年7月1日に始まり、2019年6月30日に終わる。

³⁷ ノースショア日本語学校 <<https://nsjpschool.amebaownd.com/>> (閲覧日：2020年2月28日)

エクトの双方ともに、助成実績は Multicultural NSW 年次報告書に掲載され、インターネット上で確認できる（表4）。

（表4） Multicultural NSW Annual Report 2018-2019³⁵（一部抜粋）

CELEBRATING DIVERSITY: EVENTS (CONTINUED)			
Applicant Name	Amount of Grant	Project Title	Purpose of the Grant
Affinity Intercultural Foundation	\$6,000.00	2019 NSW Parliament Friendship & Dialogue Ramadan Iftar Dinner	This grant is to contribute to the 2019 NSW Parliament Friendship & Dialogue Ramadan Iftar Dinner event held in May 2019
Campbelltown City Council	\$6,000.00	FEAST	This grant is to contribute to the FEAST event held in September 2019
Woolgoolga and Northern Beaches Chamber of Commerce	\$4,000.00	Woolgoolga Curryfest	This grant is to contribute to the Woolgoolga Curryfest event held in September 2019
Hunter Multicultural Communities Inc	\$2,000.00	Multicultural Mural and Celebration	This grant is to contribute to the Multicultural Mural and Celebration event held in July 2019
Language Festival Association	\$1,800.00	Sydney Language Festival 2019	This grant is to contribute to the Sydney Language Festival 2019 event held in September 2019
Moree Cultural Art Foundation Ltd	\$6,000.00	Courage to Care Moree	This grant is to contribute to the Courage to Care Moree event held in November 2019
Lismore Friendship Festival Inc	\$5,000.00	Piazza in the Park - bringing out your inner Italian!	This grant is to contribute to the 'Piazza in the Park - bringing out your inner Italian!' event held in June 2019
North Shore Japanese School	\$2,000.00	Killarney Fun Day Festival	This grant is to contribute to the Killarney Fun Day Festival event held in August 2019

第3節 NSW 州政府助成金事業のヒアリング結果

Multicultural NSW において Celebrating Diversity Grants Program を担当する助成金担当官（Grants Officer）の Jaya Chivukula 氏に助成金事務についてヒアリングを行い、次のような回答を得た。

●組織体制

Celebrating Diversity Grants Program を担当する職員は、Chivukula 氏のみで、基本的に同氏が助成金の事務を全て担当し、課長に報告している。同氏は、助成金以外の担当業務はなく、また、業務の外部委託等を行っていないとのことである。

●助成金の審査（アセスメント）事務

上述したとおり、申請は全てオンラインで行うが、システムが書類をチェックしてくれるわけではないので、Chivukula 氏が一つ一つ提出書類を確認し、不足書類等は、その都度、申請団体に連絡している。

●課題

助成金採択団体は、助成金を受領し、イベント等の終了後に、Multicultural NSW 宛に報告しなければならないが、多くの団体が期日に間に合わないため、フォローアップする必要がある。また、担当者が一人である一方で、数多くの助成金を交付しなければならないので、業務量が多いとのことである。

第4章 ビクトリア州政府による NPO 等非政府組織への助成金³⁸

第1節 ビクトリア州政府における多文化主義政策所管機関

ビクトリア州（以下、「VIC 州」という。）政府における多文化主義政策を所管する部署は、首相・内閣府（Department of Premier and Cabinet）の多文化共生部（Multicultural Affairs and Social Cohesion Division）である。同部は、VIC 州政府における多文化主義の政策立案に関する助言、多文化主義に関する情報の調査・分析等を行っている。また、同部内には、VIC 州多文化法を設立根拠とする多文化主義政策に関する独立行政委員会である VIC 州多文化委員会（Victorian Multicultural Commission）³⁹の事務局も置かれ、多文化共生部は VIC 州多文化委員会と協力して VIC 州における多文化主義政策を全庁的に進めている。同部ではコミュニティの調和の推進、文化的多様性の祝福等を目的とする助成金事業を実施している。

●助成金一覧

VIC 州政府多文化共生部は、ホームページ上で確認できる限りでは、第3章で述べた NSW 州政府の多文化主義政策所管機関である Multicultural NSW が有する助成金事業に比べ、多様な種類の助成金を用意している。

多文化主義政策に関する助成金一覧は次のとおりである。

・募集中（2020年1月14日現在）

- ① Multicultural Community Infrastructure Fund
- ② Indian Community Infrastructure Fund
- ③ Community Innovation Grant Program

・募集終了（2020年1月14日現在）

- ④ Multicultural Festivals and Events Program
- ⑤ Hindu Festivals and Events
- ⑥ Sikh Celebrations and Events Fund
- ⑦ Capacity Building and Participation Program
- ⑧ Community Harmony Grants Program
- ⑨ Security Infrastructure Fund for multicultural and multifait communities

このうち、先述した NSW 州の助成金事業（Celebrating Diversity: Events）と同趣旨と考えられる④Multicultural Festivals and Events Program（祭り・イベント助成）及び NSW の州助成金事業と異なりインフラ整備に助成する①Multicultural

³⁸ 本章の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

Victorian Government, Grants to support multicultural communities <<https://www.vic.gov.au/grants-support-multicultural-communities>>（閲覧日：2020年1月14日）

自治体国際化協会 豪州多文化主義政策交流プログラム 2017 報告書

³⁹ Victorian Multicultural Commission <<https://www.multiculturalcommission.vic.gov.au/>>（閲覧日：2020年2月28日）

Community Infrastructure Fund の2 つについて詳述する。

第2 節 助成金事業 (Multicultural Festivals and Events Program⁴⁰)

1 概要

Multicultural Festivals and Events Program (以下、「祭り・イベント助成」という。) は、1 イベントあたり 75,000 ドルを上限に、非営利の多文化コミュニティが開催する文化的な祭りやイベントに対して補助を行う助成プログラムである。2019/2020 年度は、小規模事業、中規模事業、大規模事業の3つのカテゴリーが用意されている⁴¹。小規模事業のカテゴリーでは、助成金は 2,000 ドル以下の金額となり、少なくとも 100 名程度が参加するイベントに対して助成される。中規模事業のカテゴリーでは、助成金は 5,000 ドルから 25,000 ドルまでで、少なくとも 1,000 人規模のイベントに対して助成される。大規模事業のカテゴリーでは、助成金は 25,001 ドルから 75,000 ドルまでで、少なくとも 7,000 人規模の集客が見込まれる大規模イベントに対して助成される。

2 助成金の目的

祭り・イベント助成の目的は次のとおりである。

- ①多文化コミュニティが有意義な方法でその伝統を祝い、守り、そして共有することができること。
- ②文化の違いを理解し、尊重し、コミュニティの結束を強め、異なる文化との交流が進むこと。
- ③VIC 州の活力ある多文化主義のモデルとなること。
- ④VIC 州とのパートナーシップの発展を通じて、小規模な又は新しいコミュニティグループがイベント開催の経験と能力を育むこと。

3 基準

●法人格等

祭り・イベント助成を受けるためには、次の基準を満たさなければならない。

- ①非営利団体であること。
- ②法人格を有する協会、株式会社又はこれらに類する団体であること。
- ③オーストラリアビジネスナンバー⁴²を有する法人であること。

⁴⁰ Multicultural Festivals and Events Program<<https://www.vic.gov.au/multicultural-festivals-and-events-program>> (閲覧日：2020年2月28日)

⁴¹ 2020-2021年度は、2つのカテゴリーに変更になっている。Multicultural Festival and Events Guidelines 2020-2021 Round One<<https://www.content.vic.gov.au/sites/default/files/2020-02/multicultural-festivals-events-program-2020%E2%80%9321-round-1-guidelines-web.pdf>> (閲覧日：2020年3月2日)

⁴² Australian Business Number。個人または法人が申請により取得可能な11桁の番号であり、身元証明、税申告、補助金申請等に活用される。オーストラリア商務登記官 (Australian Business

法人化されていない、またはオーストラリアビジネスナンバーを有していない申請者でも、申請者に代わって助成金を管理する援助組織（**auspice organisation**）⁴³によってサポートされている場合は申請可能（ただし、小規模事業のカテゴリーのみ）とされている。

また、上述した基準にあるとおり、営利企業は申請できないが、プロジェクトへの財政支援やプロジェクトの運営支援業務の請負を通じて、パートナーとして参加することは可能である。

●対象活動例

助成金の対象となる活動例は、次のとおりである。

- ①民族的パフォーマンスや文化的な展示
- ②文化的に重要な日のお祝い
- ③文化的な対話やコミュニティ間の理解促進のためのイベント等

●優先されるグループ

以下のグループと協働した祭りやイベントの申請は優先される。

- ①新規到着移民
- ②難民及び庇護申請者
- ③女性
- ④若者
- ⑤VIC 州内の地方部や過疎地域のグループ
- ⑥LGBTIQ コミュニティ
- ⑦社会的に孤立した又は社会的に不利な立場にあるコミュニティ

●助成金の対象外

次のような申請は助成金の対象外となる。

- ①商業活動
- ②資金調達が主要な目的のイベント
- ③参加者が会員に限定されるイベント
- ④政治的目的を有するイベント

Register:ABR) が発行。(Australian Government, Australian Business Register, Applying for an ABN <<https://www.abr.gov.au/business-super-funds-charities/applying-abn>> (閲覧日：2020年3月20日))

⁴³援助組織（**auspice organisation**）とは、大きな団体がコミュニティグループ等の小さな団体に代わって資金管理等を行うこと。また、その組織。Victorian Government, Multicultural grants auspice and partnership applications <<https://www.vic.gov.au/multicultural-grants-auspice-arrangements>> (閲覧日：2020年3月2日)

- ⑤スポーツトーナメントや競技大会
- ⑥VIC 州外で開催されるイベント
- ⑦助成金対象期間外のイベント
- ⑧既に始まっている又は終了しているイベント
- ⑨過去に授与した助成金の規約を守らなかった団体からの申請
- ⑩多文化共生部所管の助成金を既に授与されているイベント
- ⑪主に他州政府、連邦政府または地方自治体の助成金を受けている活動や組織

なお、その他の注意点として、地方自治体からの申請も可能であるが、主要申請者として申請することはできないことが挙げられる。また、イベントの財政的持続性と実行可能性の証左となるため、資金提供パートナーからの協力を得たうえでの申請は強く推奨されている。

4 申請等の流れ・スケジュール

申請はオンラインでのみ受け付けられる。全ての質問項目に対する回答を記入し、必要な添付資料を添付したうえで申請を行う。不完全な申請及び期限内に提出されなかった申請は審査されない。2019 年下半期から 2020 年の上半期（オーストラリアの会計年度）に実施されるイベントへの助成金の募集は次のスケジュールに沿って行われた。

●ラウンド 1

対象イベント：2019 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までに実施されるイベント
 募集期間：2019 年 2 月 15 日から同年 3 月 22 日まで

●ラウンド 2

対象イベント：2020 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までに実施されるイベント
 募集期間：2019 年 7 月 31 日から同年 9 月 6 日まで

申請は、首相・内閣府の代表者で構成される選考委員会と、VIC 州多文化委員会の代表者及び必要に応じて外部専門家で構成される選考委員会によって評価され、最終的に多文化大臣による承認がなされる。助成金が採択された後、申請者は、助成金使用に係る条件等が記された助成金交付契約を VIC 州と締結する。

5 審査基準

主として（表 5）の審査基準に基づいて審査される。助成金額の大きい大規模事業の категорияが最も審査基準の項目が多くなっている。

(表5) Multicultural Festivals and Events Program 審査基準⁴⁴

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の目的達成のためにどのように対処しているか
コミュニティの参画	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの対象となる団体は社会的に孤立している又は過小評価されているか（中規模事業、大規模事業のみ） ・参加者数は何人か ・参画コミュニティ団体数 ・プロジェクトはコミュニティメンバーの能力の向上に資するものか（中規模事業、大規模事業のみ） ・イベントにおいてVIC州の多文化主義が表現されているか ・イベントには多くのボランティアが参加しているか（中規模事業、大規模事業のみ）
計画と実行	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの詳細が明確であり矛盾がないか ・申請者はイベントの明確な実行計画を有しているか
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての項目が関連しており必要なものか ・全てのコストが妥当であり正確か ・自己資金の用意があるか（中規模事業、大規模事業のみ）
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する組織からの意義のある援助があるか（大規模事業のみ）
革新性	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントにおいて独特で革新的な点はあるか（大規模事業のみ）

6 助成実績及び活用事例⁴⁵

2019/2020年度においては、ラウンド1では、476団体に対して合計885,380ドルの助成金が採択されている。採択された事業の一覧はウェブサイトで公表されている。

また、2019/2020年度のラウンド2においては、日本人コミュニティであるメルボルン日本商工会議所とメルボルン日本人会が共催するメルボルン日本夏祭りも、祭り・イベント助成を受けている（表6）。

⁴⁴ Multicultural Festivals and Events Program 2019-2020 Round Two Program Guidelines, p13 より筆者作成 <<https://www.vic.gov.au/sites/default/files/2019-07/Guidelines-Multicultural-Festivals-and-Events-Grants-Program-2019-20-R2.PDF>>（閲覧日：2020年1月14日）

⁴⁵ Successful Grant recipients Multicultural Festivals and Events program 2019-2020 Round2 <https://www.vic.gov.au/sites/default/files/2019-12/multicultural-festivals-and-events-2019-2020-round-2-successful-organisations_0.pdf>（閲覧日：2020年3月2日）

(表6) Successful Grant recipients Multicultural Festivals and Events program
2019-2020 Round2⁴⁵ (一部抜粋)

Horsham Islamic Welfare Association	HIWA's Ramadan Iftar Dinner	\$1,700
Humanities 21	Ancient World Festival	\$1,000
Indian Association Cardinia Casey Inc.	IACC Holi Festival 2019	\$2,000
Inner North Community Foundation	Diverse Northern Voices	\$2,000
International Society of Krishna Conciusness Inc.	Hare Krishna Valley Festival of Colours 2020	\$2,000
Islamic Council of Victoria Inc	Victorian Open Mosque Day	\$45,000
Islamic Practice and Dawah Circle Incorporated	Melbourne Multicultural Center Eid Reunion 2019	\$1,540
Islamic Society of Ballarat Inc	Ballarat Eid Festival 2020	\$2,000
Islamic Society of Victoria	Multicultural Eid Celebration	\$1,850
J U Alumni Association Melbourne Chapter	Rituranga - Depiction of Seasons through Folk Songs and Folk Dances	\$2,000
Japanese Society of Melbourne	Melbourne Japanese Summer Festival 2020	\$3,000

第3節 助成金事業 (Multicultural Community Infrastructure Fund⁴⁶)

1 概要

Multicultural Community Infrastructure Fund (以下、「コミュニティインフラ助成」という。)は、10,000ドルを下限とし100,000ドルを上限として、多文化コミュニティに対してコミュニティ施設の更新等に要する経費の補助を行う助成金事業である。

2 助成金の目的

コミュニティインフラ助成の目的は次のとおりである。

- ①VIC 州内の多文化コミュニティ施設等の機能向上などの支援を行い、コミュニティが伝統を祝い、守り、共有できるようにすること。
- ②VIC 州内の社会的結束を高める異文化間の連携及び活動の拠点となる施設の更新を支援すること。
- ③より良く、より安全で、よりアクセスしやすく、より質の高い多文化コミュニティ施設の実現を支援すること。

⁴⁶ Multicultural Community Infrastructure Fund <<https://www.vic.gov.au/multicultural-community-infrastructure-fund>> (閲覧日：2020年3月2日)

3 基準

●法人格等

コミュニティインフラ助成を受けるためには、申請団体は次の①又は②のいずれかを満たす必要があり、③及び④についてはいずれも満たさなければならない。

- ①法に基づいて登録された非営利団体であること。
- ②多文化主義に基づく施策の支援を目的又は使命とする社会的企業であること。
- ③オーストラリアビジネスナンバーを有する法人であること。
- ④過去に VIC 州から多文化助成金を受けた団体である場合は、その結果報告書を提出していること。

また、コミュニティインフラ助成は、援助組織の支援 (Auspice arrangements) による申請は認められていない。インドコミュニティインフラ助成金 (Indian Community Infrastructure Fund)⁴⁷との重複申請も認められていない。

●対象経費

助成金の対象となる経費は次のとおり例示されている。

- ①メンテナンス・・・塗装、タイル張り、又は屋根、配管、床工事等の構造修理。
- ②更新・・・キッチン又はトイレの更新、エネルギー効率の改善。
- ③リノベーション・・・アクセシビリティ改善、部屋の増築又は改装、キッチン又はバスルームの更新、冷暖房システムの更新。
- ④安全性向上に資する更新・・・既存のコミュニティ施設の更新、ドアや窓の設置、電灯、ファサード、フェンス、外周の安全性の向上。
- ⑤屋外エリア・・・日陰棚、遊び場、フェンス、コミュニティガーデンの設置。

なお、申請書において、購入予定物品を記載し担当部局の承認を得ることを必要とする。また、器具や固定資産となるものは助成金申請額全体の 40%を超えることができない。

●助成割合

プロジェクトを実施する地域に応じて、次の助成割合により助成金が支給される。

- ①メルボルン都市圏：2分の1
- ②VIC 州内地方部：4分の3

メルボルン都市圏からの応募については、助成を受けたい金額と同額のその他資金の用意があることを示す必要がある。例えば、10,000 ドルの助成を受けたい場合は 10,000 ドルの資金を別途用意する必要がある。また、VIC 州地方部からの申請については、助成を受けたい金額の 3分の1の金額のその他資金の用意があることを示す必要がある。例えば、12,000 ドルの助成を受けたい場合は 4,000 ドルの資金を別途用意する必要がある。

⁴⁷ 19 ページ 本章第 1 節助成金一覧の②を参照。

ある。なお、用意する資金の 25%までは、現物提供 (in-kind) とすることが可能である。

●申請書の条件

申請書は次の条件を満たす必要がある。

- ①プロジェクトが 2021 年 5 月 31 日までに終了すること。その次の会計年度の支払に助成金を利用することはできない。
- ②コミュニティインフラ助成の受給資格のある組織からの申請であること。
- ③コミュニティインフラ助成の目的⁴⁸の 1 つ以上に明確に対応していること。
- ④コミュニティのニーズに応え、十分な計画を立て、準備を整えていること。
- ⑤助成割合に従い自己負担する必要がある資金を確保していること。
- ⑥土地所有権又はリース契約の証拠書類を申請書に添付すること。
- ⑦見積書を添付すること。20,000 ドル以上の業務契約には 2 つ以上の見積もりが必要となる。
- ⑧2021 年 5 月 31 日までにプロジェクトが完了することを明確に示すこと。
- ⑨関連する全ての補助資料を添付すること。

●補助資料

申請書には次の補助資料を添付しなければならない。

- ①計画案。
- ②資金源の証拠書類（銀行口座の明細、投資の記録、銀行ローン、支援者からの資金提供証明等）。
- ③必要な免許、建設許可、計画許可、又はそれらを申請中であることを示す証拠書類。
- ④申請団体の過去 3 年間の財務記録。
- ⑤プロジェクト候補地の土地所有者名、賃借契約書。
- ⑥見積書。20,000 ドル以上の業務契約には 2 つ以上の見積もりが必要となる。
- ⑦更新する施設等のコンセプトデザイン又は配置計画。
- ⑧更新等を行う場所の現在の写真（10 枚以下）。
- ⑨1,000 万ドル以上の保険金額を契約内容とする賠償責任保険証明書。
- ⑩（有給スタッフがプロジェクトに取り組む場合）労働者補償保険の証明書。

●追加配慮事項

また、次の申請については追加的に配慮が加えられる。

- ・VIC 州の地方部又は農村地域からの申請
- ・新しいコミュニティからの申請

⁴⁸ 24 ページ 本章第 3 節 2 助成金の目的を参照。

●助成金授与の対象外

次のような申請は助成金授与の対象外となる。

- ①コンピューター、園芸用品、楽器、ブレンダー等の小さなキッチン用品等、持ち運んだり移動することができる資産。
- ②現在、別の助成金を受けているプロジェクトや過去に VIC 州政府の助成金を受けたプロジェクト。
- ③終了したプロジェクト。
- ④土地の購入。
- ⑤海外のプロジェクトのための資産、材料、商品の購入。
- ⑥デザイン、設計、計画等の費用。
- ⑦計画や建築許可のための費用。
- ⑧防犯・監視カメラ等の防犯電子機器。
- ⑨主として装飾のためのプロジェクト。
- ⑩私有地の拡大又は個人所有の施設の拡充となるプロジェクト。
- ⑪政治的活動を推進するプロジェクト。
- ⑫宗教活動を推進するプロジェクト（例：礼拝用のインフラの強化。ただしコミュニティで広く利用されている場合を除く。）。
- ⑬学校又は救急サービスセンターの建設又は増強。
- ⑭既存の組織において継続的に発生する費用を補うためのもの。
- ⑮既に着手されているメンテナンス又は管理コスト。
- ⑯スタッフの給与。
- ⑰既存のビジネスやサービスに負の影響を与えうる資金供給、又は他の地域の商業的利益と競合しうる資金供給。
- ⑱他州政府、地方自治体、連邦政府が所有するインフラ又は財産への資金供給。
- ⑲助成金の目標や VIC 州の価値観にそぐわない助成金の不適切な使用。

4 申請等の流れ・スケジュール

申請はオンラインでのみ受け付ける。全ての質問項目に対する回答を記入し、必要な添付資料を添付したうえで申請を行う。不完全な申請書及び期限内に提出されなかった申請書は審査されない。2020年3月3日現在、助成金の募集は次のスケジュールに沿って行われた。

対象プロジェクト：2021年5月31日までに完了するプロジェクト

募集期間：2019年11月26日から2020年2月20日まで

申請書は、まずプロジェクトの適格性と審査基準に照らし合わせて担当官により審査され、VIC 州多文化委員会の代表者及び外部専門家で構成される選考委員会によって評価され、最終的にVIC州多文化大臣による承認がなされて助成金の採択が確定する。

5 審査基準

助成金申請は、次の審査基準（表7）に基づき審査される。

6 助成実績及び活用事例⁴⁹

2018/2019年度においては、72団体に対して合計11,463,936ドルの助成金の交付決定がなされている。

主な交付決定を受けたプロジェクトは、コミュニティセンターや語学学校の更新等、既存施設における一部（キッチン等）改装等である。

⁴⁹ Multicultural Community Infrastructure Fund 2018-2019 Successful grants
<<https://www.vic.gov.au/sites/default/files/2019-07/MCIF-2018-19-Successful-Grants-Website.pdf>>
(閲覧日：2020年3月2日)

(表7) Multicultural Community Infrastructure Fund 審査基準⁵⁰

コミュニティにおける必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成するための明確な目標と展望を有している。 ・ コミュニティに明確に必要とされている。 ・ プロジェクト終了後、将来にわたって恩恵がもたらされる。
多文化コミュニティへの寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ以上の多文化コミュニティの恩恵となる。 ・ VIC 州地方部の多文化コミュニティ又は新しいコミュニティを支援するプロジェクトは優先される。
実行可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な免許や行政許可とリスク管理のもと、十分に計画されている。 ・ 土地若しくは建物を所有してから3年以上経過している、又は、土地・建物の使用に係るリース契約締結後3年以上経過していることが書面にて確認できる。 ・ 必要な承認を得て、許可証を所持している。又は、助成金受領決定後2か月以内にこれらの書類を準備できる。 ・ プロジェクトを担う組織は、適切な運営管理、プロジェクトマネジメントとガバナンスの専門知識及び財務的安定性を備えている。
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの資金の準備ができており、明確かつ実行可能な計画を有している。 ・ 適切な費用を見積もっており、費用対効果が高い。 ・ 公的資金を適切に使用している。 ・ 適切な保険を有している。

第4節 VIC 州政府助成金事業のヒアリング結果

VIC 州政府首相・内閣府多文化共生部において多文化主義に関する助成金を担当する部署でアクティングマネージャーを務める Liz Lim 氏に助成金事務についてヒアリングを行い、次のような回答を得た。

●組織体制

14名の常勤職員で、本章第1節で紹介した多文化主義政策に関する助成金事業のうちの多くに加えてその他の関連する助成金事業の事務を担当している。Lim氏は、アクティングマネージャーとして主として助成金事務の進捗管理を行っており、その他、VIC州議会からの問合せ、プレスリリース等にも対応している。1年を通して常にいずれかの助成金が募集されている状態にあり、助成金の募集時期が重ならないようにスケジュールを組んでいる。

⁵⁰ Multicultural Community Infrastructure Fund 2019-2020 Program Guidelines より筆者作成
<https://www.content.vic.gov.au/sites/default/files/2019-11/multicultural-community-infrastructure-fund-2019-2020-guidelines.pdf> > (閲覧日：2020年3月3日)

●助成金決定までのプロセス

1つの助成金の募集開始から助成決定までのプロセスは、約4か月半であり、その間、基本的に、募集開始、事務方による審査、内部評価委員会での評価、外部評価委員会での評価、大臣による承認といったプロセスを踏む。

●助成金の審査事務

助成金の申請は全てオンラインで行うことになっている。オンラインのシステムでは助成金申請書類の不足書類や申請資格が満たされているかを機械的にチェックできないため、VIC 州政府職員はオンライン上で提出された電子媒体をパソコン上で全て一つ一つ確認する。例えば、祭り・イベント助成には1ラウンドあたり1,000以上の申請があり、限られた人員と時間の中で全ての書類を確認するのは非常に手間と労力がかかる作業であるため、オンライン上の申請システムの改善が大きな課題であるとのことである。

●助成金担当職員の事務分掌

Lim氏は、基本的には、助成金事業に関する事務のみを担当しており、その他のVIC 州政府が行う多文化関連のイベントには関与しないが、Lim氏は、職員が積極的に多文化関連のイベント等に参加し、VIC 州政府の他のチームがどのようなことを行っているか、あるいは、多文化コミュニティがどのようなことで困っているかを知ることが希望している。これは、助成金担当職員が行う業務は基本的に管理業務であり、通常業務においてはほとんど現場を目の当たりにする機会はないため、関連業務や多文化コミュニティの現状を知ることが有意義であると考えているためとのことである。

●地方部からの助成金申請

メルボルン都市圏とVIC 州内地方部からの助成金申請の割合は8対2程度とのことである。VIC 州政府の方針として地方部への支援のため地方部からの申請に対しては助成金支給割合の引上げ等の優遇措置を設けているが、地方部からの申請を集めるのに苦労しているとのことである。そこで、助成金事業の広報のため地方部へよく出張し、その地域のコミュニティグループ等と面会をして助成金を活用するよう働きかけをしているとのことである。

●助成金メニュー

Hindu Festivals and Events や Sikh Celebrations and Events Fund⁵¹等の特定のコミュニティを対象にした助成金は、VIC 州の現在の労働党政権の政権公約に基づき、2019/2020年度に新たに創設された特別なものである。なお、これらの助成金は、VIC

⁵¹ 19 ページ 本章第1節助成金一覧の⑤、⑥を参照。

州の多文化大臣の方針等によっては、翌年度以降も継続される可能性もあるとのことである。

第5章 地方自治体による NPO 団体等への助成金

第1節 パラマッタ市（City of Parramatta）における助成金事業概要

1 パラマッタ市概要

パラマッタ市は、シドニー中心部より西に 24km⁵²ほどのところにある人口約 26 万人⁵³の NSW 州内の都市である。人口が増加し交通インフラ開発が進行していることに加え、NSW 州政府の方針により、いくつかの NSW 州政府庁舎が、シドニー中心部からパラマッタ市内へ移転し⁵⁴、NSW 州におけるシドニー中心部に次ぐ行政機能の集積地としての様相も呈する。また、人口に占める海外からの移民の割合が高く、外国生まれの人々が人口に占める割合は約 50%となっており、シドニー大都市圏全体の 37%に比べて高い割合となっている。さらに家庭で英語以外の言語を話す人の割合も 52%とシドニー大都市圏全体の 36%よりも高くなっている⁵⁵。

2 助成金事業（Community Grants Program）概要

地域で活動する NPO 等の非政府組織の活動等を支援し、パラマッタ市のビジョンと優先事項を達成するためのパラマッタ市の助成金事業である「Community Grants Program」（以下、「コミュニティ助成金」という。）を取り上げる。コミュニティ助成金には、次のカテゴリーが用意されている（表8）。

⁵² City of Parramatta, Annual Report 2017-2018

<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2019-12/cop_annual_report_combined_fa.pdf>（閲覧日：2020年3月3日）

⁵³ 2019年の推計人口である。（forecast.id, City of Parramatta population forecast <<https://forecast.id.com.au/parramatta>>（閲覧日：2020年3月23日））

⁵⁴ Commercial Real Estate, NSW Government eyes new home for 4000 office workers in Parramatta <<https://www.commercialrealestate.com.au/news/nsw-government-eyes-new-home-for-4000-office-workers-in-parramatta-57889/>>（閲覧日：2020年3月3日）

⁵⁵ City of Parramatta, Demographic Profile 2016, p9 and p10, <<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/inline-files/2016%20Census%20-%20City%20of%20Parramatta%20LGA%20%28full%20version%29.pdf>>（閲覧日：2020年3月3日）

(表8) Community Grants Program 概要⁵⁶

カテゴリー	1 団体当たり助成上限 (ドル)	予算上限 (ドル)
年 1 回募集		
Community Capacity Building Grant	(ボランティア団体) 5,000	225,000
	(有償スタッフありの団体) 10,000	
Growing Social Enterprise in Parramatta	25,000	75,000
Creative Project Leveraging Fund	20,000	60,000
Cultural Heritage and Stories Research Fund	5,000	20,000
Creative Fellowship Fund	20,000	20,000
年 4 回募集		
Small Grants Fund	2,000	40,000
Social Enterprise Business Planning Grant	2,000	
Sport & Recreation Grant	2,000	30,000
年間を通じて募集		
Representative Sports Grant	1,000	20,000

それぞれの助成金カテゴリーで異なる要件を設けているが、コミュニティ助成金のうち、最も予算上限が大きい **Community Capacity Building Grant** (以下、「能力開発助成金」という。) について詳述する。

能力開発助成金は、社会的、経済的、環境的な面での住民のニーズに対応する取組を行う市内のコミュニティ団体を支援する助成金である。助成金の上限金額は、(表8) のとおり、ボランティア団体は 5,000 ドル、有償スタッフありの団体は 10,000 ドルとされている。能力開発助成金は、助成対象事業を、エスニックコミュニティの支援等の多文化主義政策の推進に資する取組のみと限定しておらず、より広く地域のコミュニティ団体による地域のコミュニティ活動を対象としている。なお、第2フェーズの事業やプロジェクトも能力開発助成金の対象となる。

3 目的

パラマッタ市は、能力開発助成金の目的を次のとおり挙げている。

⁵⁶ Community Grants Program Guidelines より筆者作成

<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/inline-files/COP%20Community%20Grants%20Program%20Guidelines_0.pdf> (閲覧日：2020年3月3日)

- ・社会的、経済的、環境的な住民のニーズに対応すること。
- ・コミュニティの資源、サービス、施設へのアクセス及びその利用の最大化を図ること。
- ・プロジェクトにおけるコミュニティの参画を促すこと。
- ・コミュニティ、関係機関、市役所間のネットワーク及びパートナーシップの発展に資すること。

さらに、パラマッタ市が挙げる能力開発助成金により期待される効果は次のとおりである。

- ・コミュニティによる社会活動等への参加機会の増加。
- ・社会への帰属意識を感じる人の増加。
- ・心身の健康の維持や向上。
- ・情報へのアクセス改善と新しい技能の養成。
- ・安定した雇用を得る人の増加。

なお、パラマッタ市は、助成金を申請するプロジェクトは、市の戦略的目標 (Strategic Goals) である①公平、②アクセスしやすさ、③環境への配慮、④歓迎、⑤繁栄、⑥革新性にも沿ったものでなければならぬと定めている。

4 基準

●申請団体の法人格等

能力開発助成金を受けるためには、次の基準を満たさなければならない。

- ・非営利の法人であること又は援助組織 (auspice organisation) のサポートを受けていること。
- ・パラマッタ市内に拠点を持つ又は市内で活動している団体であること。
- ・パラマッタ市役所に対して返済すべき資金がないこと。
- ・過去にパラマッタ市から助成金を受領した場合、その報告書を提出していること。

●助成金対象事業

助成金の対象となる事業例は、次のとおりである。

- ・プロジェクトの開発や実行。
- ・コミュニティとしての目標達成のための資産の購入。
- ・組織内の対応能力の向上。
- ・研修の資料の作成や設備の更新等。

●助成金対象外の事業

次のような事業は助成金の対象外となる。

- ・既存のサービスを複製するプロジェクト。
- ・過去に助成を受けたプロジェクトと同一のもの。

- ・会議への参加費や大学等の学費。
- ・海外又は NSW 州外への旅費。
- ・布教を主目的とする宗教的な儀式又は活動。
- ・資金調達活動。

●その他の条件

その他の条件として、次の書類の提出が必要となる。

- ・最新の銀行口座明細を提出すること。
- ・適切な保険証書を提出すること。
- ・300 ドル以上の機器の購入の際は、見積書を添付すること。

5 申請等の流れ・スケジュール

コミュニティ助成金は、次のような流れで申請・承認・報告される。

(1) 申請

申請は **SmartyGrants**³⁴ を経由してオンラインでのみ受け付ける。全ての質問項目に対する回答を記入し、必要な添付資料を添付したうえで申請を行う。不完全な申請書及び期限内に提出されなかった申請書は審査されない。

(2) 審査と推薦

提出された全ての申請書は、助成金担当官により適格性の確認が行われる。その後、申請書は、市役所職員及び必要に応じて外部の専門家により構成される評価委員会による審査を受ける。その結果が、市議会議員を構成員とする小委員会に提出され、そこで内容確認が行われ、その後、採択候補案件が市議会に推薦される。

(3) 承認

パラマッタ市議会が助成金の承認権者であり、市議会はその役割を市の CEO や指定されたマネージャーに委任することができる。市議会は、申請書の提出状況に応じて、それぞれのカテゴリーの助成金の総額を変更する権限を持つ。全体の申請案件数及び助成金申請総額によっては、申請金額の一部の助成となる場合もある。採択されなかった申請者は、市から申請書の審査に関するフィードバックを受けることを奨励されている。

(4) 助成金契約の締結

採択された申請者は、プロジェクトの開始及び助成金支給前に助成金契約書をパラマッタ市と締結する。契約書には、プロジェクトの条件や助成金の支払スケジュール、報告義務などが明示される。

(5) 事業報告

助成金の採択を受けた者は、事業開始4か月後及び9か月後、さらにプロジェクト完了時の合計3回の報告を行わなければならない。

6 審査基準

申請書は、次の審査基準に従い審査がなされる（表9）。

(表9) Community Grants Program 審査基準⁵⁶

基準	評価割合
プロジェクトがパラマッタ市のビジョンと優先事項に対応し、市民の利益に資するか。	20%
プロジェクトは、ニーズがあり、コミュニティの強みを生かせる機会であるか。プロジェクトの発展のために当該プロジェクトの対象となるグループが関与しているか。	15%
プロジェクトの目的が達成可能で、目標日、進捗管理と評価の手段など、プロジェクトに関連する業務の包括的なスケジュールが適切に立てられているか。コミュニティの第2期のプロジェクトでは、第1期のプロジェクトの実施を通じて把握されたコミュニティのニーズや能力開発機会、又はコミュニティが取得した知識、スキルを踏まえたものであるか。	20%
既存のコミュニティのリソースを最大限利用したコラボレーションやパートナーシップが活用されているか。また、既存事業の複製ではないか。当該プロジェクトの対象となるグループにとって、参加しやすいプロジェクトであるか。	10%
プロジェクトの全費用が明らかになっているか。望ましい結果を達成するために必要な品質、費用対効果、実現可能性が示されているか。	15%
プロジェクトによって、コミュニティの能力を開発する戦略が示されているか。その戦略が革新的かつ創造的であるか。その戦略がプロジェクトの発展と実行に際しベストプラクティスを採用しているか。プロジェクトの持続可能性が考慮されているか。	20%

7 助成実績

2017/2018年度の年次報告書⁵²によると、コミュニティ助成金は全てのカテゴリーを合わせて、43の団体及び個人に対し、合計約40万ドルの助成金が授与された。コミュニティ助成金の助成対象となった法人・個人の一覧が年次報告書に掲載されており、インターネット上で確認できる（表10）。

(表 10) Community Grants Program 助成実績 (2017/2018) ⁵² (一部抜粋)

助成対象法人・個人	助成額 (豪ドル)
Acon Health Limited	6,998
Addventageous	22,000
(個人名)	359
Affordable Community Housing - Evolve	10,000
(個人名)	512
(個人名)	825
Auspicious Arts Projects Inc Business Ma	10,000
Australian Muslim Women's Association	2,000
Autism Community Network	10,000
Bankstown Youth Development Service Inco	3,200
Blind Sporting Association of NSW	2,000
Boronia Multicultural Services Inc.	1,295
Careflight	6,072
Carlingford Flames Netball Club	3,520
(個人名)	135
Christian Community Aid	11,925
(個人名)	625
Cumberland Womens Health Centre Inc	10,000

8 パラマッタ市助成金事業のヒアリング結果

パラマッタ市のコミュニティ助成金の担当官 (Community Grants Officer) の Janice Emmerton-Didlick 氏に助成金事務についてヒアリングを行い、次のような回答を得た。

●組織体制

Emmerton-Didlick 氏は、コミュニティ助成金の全てのカテゴリーを担当している。同氏は、助成金事業以外の担当業務はなく、一つ一つの申請書を一人で審査しているとのことである。

●コミュニティ助成金チームの担当事務

パラマッタ市は、コミュニティ助成金とは別にコミュニティイベント助成金 (Community Events Grant) ⁵⁷ というパラマッタ日本祭りや旧正月等の多文化の祭り

⁵⁷ City of Parramatta, Community Events Grants

やイベントに対する助成事業も行っているが、コミュニティイベント助成金については、別のチームが担当しているとのことである。

●課題

一人でコミュニティ助成金の全てのカテゴリーを担当しており、多くの申請書の審査を行わなければならない、業務量が多いことが課題とのことである。

<<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/living-community/grants/community-events-grants>> (閲覧日：2020年3月20日)

第2節 メルトン市 (City of Melton) における助成金事業概要

1 メルトン市概要

メルトン市は、メルボルン中心部より北西 35km ほどのところにある VIC 州内の都市である。同市の 2019 年の推計人口は約 16 万人⁵⁸であり、年率約 5% の割合で人口が増加している。2051 年には、人口が約 50 万人になると予想され、オーストラリアでも有数の人口急増都市といわれている。また、欧州評議会 (Council of Europe) が主導して多文化共生を進める都市のネットワークであるインターカルチュラル・シティ・プログラムに加盟⁵⁹しており、同市の多文化共生に関する取組は国際的に認知されている。

2 助成金事業 (Community Partnership Program) 概要^{60, 61}

メルトン市が、多文化コミュニティに対して用意する助成金事業としては、コミュニティ・パートナーシップ・プログラム (Community Partnership Program、以下「CPP」という。) が挙げられる。CPP は、オーストラリア連邦政府が卓越した地方自治体に授与する地方自治体賞の多文化主義部門において 2015 年に優れた取組として表彰された⁶²。

CPP は、異なる文化的、宗教的、言語的背景を持つコミュニティが協働して行うプロジェクト等に対して助成する助成金であり、①プロジェクト、②文化交流ワークショップの 2 つのカテゴリーで提供される。①プロジェクトでは、2 つ以上のコミュニティグループ等が、短期又は長期の成果に焦点を当てたプロジェクトを協働で実施する場合、プロジェクト実施に関して市役所からサポートを得られるほか、上限 3,000 ドルの助成金を受けることができる。他方、②の文化交流ワークショップでは、短期的な成果に焦点を当てており、2 つ以上のコミュニティグループ等が、文化、食、踊り、芸術、語り等に関するイベントを協働して開催する場合、イベント会場の借上げ代金を市役所が負担することに加え、上限 500 ドルの助成金を受けることができる。この助成金事業 CPP は、市役所職員がコミュニティ団体と協力しながら助成金の申請、プロジェクトの計画、実施等を支援することが特徴である。

⁵⁸ City of Melton, Growth statistics <<https://www.melton.vic.gov.au/Council/About-the-City/Demographics/Growth-statistics>> (閲覧日: 2020 年 3 月 2 日)

⁵⁹ City of Melton, Intercultural Cities <<https://www.melton.vic.gov.au/Services/People/Cultural-Diversity/Intercultural-Cities>> (閲覧日: 2020 年 3 月 2 日)

⁶⁰ City of Melton, Community Partnership Program <<https://www.melton.vic.gov.au/Services/Grants-Awards-and-Training/Community-Partnership-Program?BestBetMatch=community%20partnership%20program|d13b95b2-5146-4b00-9e3e-a80c73739a64|4f05f368-ecaa-4a93-b749-7ad6c4867c1f|en-AU>> (閲覧日: 2020 年 3 月 2 日)

⁶¹ City of Melton, Community Partnership Program Guidelines <<https://www.melton.vic.gov.au/files/assets/public/services/grants-awards-and-training/community-partnership-program/community-partnership-programguidelines.docx>> (閲覧日: 2020 年 3 月 2 日)

⁶² Australian Government 2015 National Awards for Excellence Winners <<https://www.regional.gov.au/local/awards/2015/>> (閲覧日: 2020 年 3 月 2 日)

3 助成金のキーコンセプト⁶¹

CPP のキーコンセプトとして、メルトン市は次の3点を挙げている。

①関係の構築

良好な関係がコミュニティに維持されていることでコミュニティメンバーの相互理解や関心が高まる。強固で良好な関係はコミュニティを団結させる鍵となることから、メルトン市は、CPP を通じ良好な関係を築くことができるよう最大限努める。

②コミュニティの参画

コミュニティメンバーは、当該コミュニティのプロジェクトに係る意思決定や計画策定の場面に関与することで、コミュニティへの帰属意識や当事者意識を持つことができる。メルトン市は、CPP により、コミュニティへの参画を強く促し、コミュニティメンバーの願望や声が正しく代弁されるように努める。

③パートナーシップ

コミュニティ間のパートナーシップは、相互の学びや技術・知識の共有に資することから、メルトン市は、CPP により、異なるコミュニティ間の真のパートナーシップが確立されるよう努める。また、メルトン市は、CPP におけるあらゆる取組において、各コミュニティが同じ立場で情報と技能を持ち、パートナーとしてプロジェクトに参加できるよう努める。

また、メルトン市は、CPP により促進されるコミュニティへの参画に期待される効果として、次の点を挙げている。

- ①CPP 申請者にとって重要なトピックに取り組む能力の育成。
- ②ネットワークの構築。
- ③CPP 申請者の経験をもとに結果を生み出す機会の創出。
- ④幅広いコミュニティとの関係の構築。
- ⑤CPP 申請者のコミュニティを支援し、改善する機会の創出。
- ⑥市内の豊かな文化的多様性に対する理解の促進。
- ⑦コミュニケーション、交渉、主張等のリーダーシップスキルの向上。
- ⑧更なる自己啓発の機会の創出。
- ⑨多様な背景を持つ人との交流を通じた自信の向上。
- ⑩人々に奉仕し、コミュニティに還元する機会の創出。

4 申請要件

●法人格等

- ・メルトン市内に拠点を置く又は市外に拠点を有するが同市内で活動している法人格を有する非営利団体又はコミュニティグループ。
- ・申請者に代わって助成金を管理する援助組織 (auspice organisation) によってサポ

ートされている組織も申請することができる。

●対象経費

助成金の対象経費は、イベント開催時の会場借り上げ費用、ケータリング、音響機器借り上げ、印刷製本代等である。また、参加者が限定されるイベント、インフラ整備、スタッフの給与等に要する経費は助成金の対象外となる。

なお、申請書提出時にイベント全体の予算書を提出する必要がある。

●優先グループ

CPP の助成金を受領したことがない申請者には追加的に配慮が加えられる。

5 申請等の流れ・スケジュール

2019/2020 年度の申請の流れについては、モデルスケジュール（表 11）が示されている。

(表 11) CPP スケジュール例⁶³

日程	予定	効果
8月	関心表明書の提出	イベントへの参加登録
8月	市主催の CPP のコラボレーションイベントに参加、関係者に面会、パートナーシップの案を議論、プロジェクトを計画する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーキング、関係者と関係構築。 ・新しいプロジェクトのアイデアが生まれる。 ・プロジェクトの相手になりうる団体を特定。
8月/9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市と申請者との間での CPP の覚書 (MoU) の締結。 ・市職員やコミュニティ団体等の支援を得ながら、プロジェクトの計画を作る。 ・パートナーとどのようにプロジェクトを運営するか計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割と責任を明確化。 ・プロジェクトの実行開始。 ・市職員やコミュニティ団体等からの激励や支援を得る。
日程未定	プロジェクトマネジメントのトレーニングに参加。	次のようなスキルを取得する。 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な実行計画 ・帳簿管理 ・リスクマネジメント ・プロジェクト評価
8月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを進める。 ・学びと課題を共有する。 ・月例進捗報告書を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係の構築。 ・知見やスキルの共有と能力開発。 ・既存のイベントや祭りでの協働。 ・月例進捗報告書の提出。
日程未定	必要に応じ市主催のトレーニングワークショップに参加する。テーマは、異文化理解、イベント運営、委員会・組織運営等。	次のようなスキルを取得する。 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な異文化理解 ・イベント運営 ・委員会・組織運営
3月	CPP 修了式	<ul style="list-style-type: none"> ・学びと経験の共有。 ・達成への祝福。 ・課題について議論。 ・修了証の授与。

⁶³ City of Melton, Community Partnership Program Guidelines より筆者作成
<https://www.melton.vic.gov.au/files/assets/public/services/grants-awards-and-training/community-partnership-program/community-partnership-programguidelines.docx> (閲覧日：2020年3月2日)

6 助成実績

2017年における助成プロジェクトは(表12)の9つである。

(表12) 2017年 Community Partnership Program 採択プロジェクト一覧⁶⁴

プロジェクト名	団体1	団体2	団体3
文化芸術と工芸	サモアシニアグループ	南スーダン女性サポートグループ	
語りを通じ土地との繋がりを共有する	アボリジニー女性グループ	マラヤリ ⁶⁵ コミュニティグループ	
イベントを通じた文化的多様性の融合	インド系フィジー人協会	地元釣りクラブ	
食を通じた障壁の除去	インド系グループ	コンゴ系グループ	多文化ムスリムグループ
芸術を通じた文化発信	メルトン中国協会	アボリジニーグループ	
コミュニティディナー	メルトン多宗教グループ	ヒンドゥー寺院	
地域の植物相と動物相を理解する	トゥーラーン川友の会	エチオピア系グループ	
文化的踊りを学ぶ	タミル語グループ	エチオピア系グループ	
ディンゴと散歩	ディンゴ協会	ブータン人グループ	

7 メルトン市の助成金事業のヒアリング結果

メルトン市においてCPPを担当する部署でCommunity Development Officerを務めるAlexandra Maggi氏に助成金事業についてヒアリングを行い、次のような回答を得た。

●組織体制

コミュニティキャパシティチームとしてチームリーダー以下5名で対応している。うち3人が常勤職員で、2人がパートタイム職員である。Maggi氏はパートタイム職員であり週3日勤務している。そのうち2日間をCPPの主担当としての業務に充てており、

⁶⁴ City of Melton, Community Partnership Program Report, October 2018 より筆者作成。なお、団体については、コミュニティの属性を示す。

⁶⁵ Malayali, インド・ケララ州を起源とする人種

1日をLGBTIQ関連の業務に充てている。Maggi氏は、17年間市役所に勤務しており、当該部署内では最も長い経験を持つ職員とのことである。

●コミュニティ団体への支援

CPPは、2つ以上の異なる文化的背景を持ったコミュニティ団体が協働して行う事業を対象としており、市役所職員が、助成金の申請、プロジェクトの計画や実施等を支援することを特徴としている。Maggi氏は、助成金申請を行う団体の開拓のため、コミュニティ団体と数多くのミーティングを行い、コミュニティ団体にアプローチし、話を聞きながら申請書類の作成のサポートを行っている。このようなサポートは、特に非英語圏出身者によるコミュニティ団体にとって英語で申請書を書いたり、オンラインで助成金を申請する訓練となり、コミュニティ団体の能力向上につながるため、積極的に行っているとのことである。このようなコミュニティ団体は、自分たちの文化を発信するための素晴らしいイベント等のアイデアを持っていても、それを的確に申請書上で表現することができないことが多く、Maggi氏がコミュニティ団体と対話を重ね、こうしたコミュニティ団体のアイデアを引き出して表現してあげるのが役割とのことである。

●今後の課題

コミュニティ団体メンバーは、英語やパソコン操作が得意でないことが多く、オンラインで申請書上にイベント等のアイデアを表現するのが難しい状況にある。したがって、より簡単なフォームの作成を検討している。他方、市役所という公的機関から支出する助成金であることから、透明性と説明責任が求められるため、イベントやプロジェクトがどのようなものかが申請書上に適切に記載されていなければならない、そのことをコミュニティ団体メンバーに説明する必要がある。また、コミュニティ団体のメンバーは忙しいため、市職員とミーティングの時間を確保したり、申請書を作成する時間がないことも課題である。さらに、異文化の団体間の協働を要件としているが、お互いの文化について理解が不足することがあることも課題とのことである。

おわりに

本レポートでは、オーストラリア多文化主義政策に基づく州政府及び地方自治体による NPO 等への助成金を紹介した。

筆者は、クレア東京本部の多文化共生課に勤務しているときに、多文化共生のまちづくり促進事業⁶⁶という多文化共生関係の助成金事務の審査業務に携わる機会があり、移民国家であり多文化主義が進むオーストラリアでは、どのように同様の助成金事務が行われているのだろうかという関心を持ったことが本レポート執筆の出発点であった。日本とオーストラリアでは、移民の歴史だけでなく、公務員の業務分担等までも大きく異なり、一見参考にならないように思えるが、行政組織は、公的資金を原資としているため透明性と説明責任が求められること、議員等との調整が必要になること等、日本と類似したところも多くあった。

多大な時間をかけてインターネットや資料に当たり多文化主義が浸透したオーストラリアの施策を調査したことに加え、実際に助成金事業の担当官を訪問し、直接話を聞いたことは大変貴重な機会であり、今後の大きな財産になると思っている。これからますます在住外国人が増加する日本の地方自治体の多文化共生施策の企画立案の参考になれば幸いである。

本レポート執筆にあたり、調査に御協力いただいた関係者の方々に、心より御礼申し上げます。

一般財団法人自治体国際化協会 シドニー事務所
所長補佐 佐々木 悠介（東京都派遣）

⁶⁶ 自治体国際化協会 多文化共生のまちづくり促進事業

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html>（閲覧日：2020年3月2日）

参考資料

第1章

小笠原美喜、『「多文化共生」先進自治体の現在—東海及び北関東の外国人集住自治体を訪問して—』 国立国会図書館「レファレンス 2015年8月号」

<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484231_po_077505.pdf?contentNo=1> (閲覧日：2020年2月28日)

山脇啓造、「多文化共生社会に向けて—一国と地方自治体の取組を中心に」 ぎょうせい「法律のひろば」2016年6月

総務省 2006年3月、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000539195.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

総務省 2006年3月、「地域における多文化共生推進プランについて」

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

一般財団法人 ダイバーシティ研究所 2020年1月、「外国人地震情報センター資料集」

<<https://diversityjapan.jp/archive/feic/>> (閲覧日：2020年2月28日)

田村太郎ほか、2007年3月『多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかわる基礎分析』第1章 多文化共生社会の形成と日本における取り組みに関する現状分析

<https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200703_kus_01.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

自治省 2000年4月、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて

<http://www.clair.or.jp/j/docs/civil_h12.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

地域国際化協会連絡協議会、平成30年度地域国際化協会ダイレクトリリー 14民間交流団体への支援・助成制度

<<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/docs/minkan-9-11.pdf>> (閲覧日：2020年2月28日)

一般財団法人 自治体国際化協会、地域国際化協会について

<<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/rliea.html>> (閲覧日：2020年3月3日)

公益財団法人 愛知県国際交流協会、国際交流推進事業補助金制度のご案内
<<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokin.html>> (閲覧日：2020年2月28日)

公益財団法人 愛知県国際交流協会、国際交流推進事業補助金交付事業一覧
<<http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/joseishien/hojokinjisseki.html>> (閲覧日：2020年2月28日)

東京都 生活文化局、2019年度在住外国人支援事業助成のご案内
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuis hin/files/0000000158/31chirashi.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

東京都 生活文化局、令和元年度 東京都在住外国人支援事業助成 対象事業一覧
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuis hin/files/0000000158/01_jigyouchiran.pdf> (閲覧日：2020年2月28日)

安芸高田市、住民基本台帳人口・世帯数（令和2年2月1日現在、外国人含む）
<<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/sougoumadoguchi/jinkousetai/p885/>> (閲覧日：2020年2月28日)

安芸高田市、多文化共生推進補助金
<<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/v144/>> (閲覧日：2020年2月28日)

第2章

一般財団法人 自治体国際化協会、「オーストラリアの多文化主義政策」『CLAIR REPORT』358号 2011年

一般財団法人 自治体国際化協会、「オーストラリアの定住支援サービスと多言語教育」『CLAIR REPORT』368号 2011年

一般財団法人 自治体国際化協会、「ビクトリア州における多文化主義政策」『CLAIR REPORT』460号 2018年

一般財団法人 自治体国際化協会、「地方自治体が実施する地域活性化施策に対するオーストラリア連邦政府の財政支援施策」『CLAIR REPORT』489号 2019年

一般財団法人 自治体国際化協会、「英語を母国語としない生徒への多文化教育と英語教育—ニューサウスウェールズ州 Intensive English Centre の取組み—」『CLAIR REPORT』492号 2019年

浅川晃広、「オーストラリア移民政策論」中央公論事業出版 2006年10月

Department of Home Affairs, 2018-2019 Migration Program Report
<<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/report-migration-program-2018-19.pdf>> (閲覧日：2020年2月28日)

ABS, 3412.0 - Migration, Australia, 2017-18
<<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/3412.0Main%20Features2017-18?opendocument&tabname=Summary&prodno=3412.0&issue=2017-18&num=&view=>>> (閲覧日：2020年2月28日)

ABS, 2016 Census: Multicultural
<<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/lookup/Media%20Release3>> (閲覧日：2020年2月28日)

久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年

109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)

90, Chapter4; 115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

首相官邸、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-2.pdf>> (閲覧日：2020年3月5日)

首相官邸、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の進捗状況について
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai6/siryoku2-4.pdf>> (閲覧日：2020年3月5日)

川崎市、国際交流センターの外国人相談窓口を拡充し『多文化共生総合相談ワンストップセンター』を開設します
<<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/250/0000108979.html>> (閲覧日：2020年3月5日)

第3章

Multicultural NSW, Celebrating Diversity Grants Program

<<https://multicultural.nsw.gov.au/grants>> (閲覧日：2020年2月28日)

一般財団法人 自治体国際化協会、豪州多文化主義政策交流プログラム 2018 報告書

一般財団法人 自治体国際化協会、豪州多文化主義政策交流プログラム 2016 報告書

Multicultural NSW Act 2000

<<https://www.legislation.nsw.gov.au/inforce/1149872b-2d24-4592-a299-ddf65dd8c048/2000-77.pdf>> (閲覧日：2020年2月28日)

Multicultural NSW, Strategic Priorities

<<https://multicultural.nsw.gov.au/other-publications/strategic-priorities>> (閲覧日：2020年2月28日)

SmartyGrants

<<https://www.smartygrants.com.au>> (閲覧日：2020年2月28日)

Multicultural NSW 年次報告書 2018-2019

<https://multicultural.nsw.gov.au/file_download/151> (閲覧日：2020年2月28日)

ノースショア日本語学校

<<https://nsjpschool.amebaownd.com/>> (閲覧日：2020年2月28日)

第4章

Victorian Government, Grants to support multicultural communities

<<https://www.vic.gov.au/grants-support-multicultural-communities>> (閲覧日：2020年1月14日)

一般財団法人 自治体国際化協会、豪州多文化主義政策交流プログラム 2017 報告書

Victorian Multicultural Commission

<<https://www.multiculturalcommission.vic.gov.au/>> (閲覧日：2020年2月28日)

Victorian Government, Multicultural Festivals and Events Program

<<https://www.vic.gov.au/multicultural-festivals-and-events-program>> (閲覧日：2020年2月28日)

Victorian Government, Multicultural Festival and Events Program 2020-2021 Round One Program Guidelines

<<https://www.content.vic.gov.au/sites/default/files/2020-02/multicultural-festivals-events-program-2020%E2%80%9321-round-1-guidelines-web.pdf>> (閲覧日：2020年3月2日)

Australian Government, Australian Business Register, Applying for an ABN

<<https://www.abr.gov.au/business-super-funds-charities/applying-abn>> (閲覧日：2020年3月20日)

Victorian Government, Multicultural Community Infrastructure Fund

<<https://www.vic.gov.au/multicultural-community-infrastructure-fund>> (閲覧日：2020年3月2日)

Victorian Government, Multicultural Community Infrastructure Fund 2018-2019 Successful grants

<<https://www.vic.gov.au/sites/default/files/2019-07/MCIF-2018-19-Successful-Grants-Website.pdf>> (閲覧日：2020年3月2日)

Victorian Government, Multicultural Community Infrastructure Fund 2019-2020 Program Guidelines

<<https://www.content.vic.gov.au/sites/default/files/2019-11/multicultural-community-infrastructure-fund-2019-2020-guidelines.pdf>> (閲覧日：2020年3月3日)

第 5 章

City of Parramatta, Annual Report 2017-2018

<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/2019-12/cop_annual_report_combined_fa.pdf> (閲覧日 : 2020 年 3 月 3 日)

forecast.id, City of Parramatta population forecast

<<https://forecast.id.com.au/parramatta>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 23 日)

Commercial Real Estate, NSW Government eyes new home for 4000 office workers in Parramatta

<<https://www.commercialrealestate.com.au/news/nsw-government-eyes-new-home-for-4000-office-workers-in-parramatta-57889/>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 3 日)

City of Parramatta, Demographic Profile 2016

<<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/inline-files/2016%20Census%20-%20City%20of%20Parramatta%20LGA%20%28full%20version%29.pdf>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 3 日)

City of Parramatta, Community Grants Program Guidelines

<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/sites/council/files/inline-files/COP%20Community%20Grants%20Program%20Guidelines_0.pdf> (閲覧日 : 2020 年 3 月 3 日)

City of Parramatta, Community Events Grants

<<https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/living-community/grants/community-events-grants>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 20 日)

City of Melton, Growth statistics

<<https://www.melton.vic.gov.au/Council/About-the-City/Demographics/Growth-statistics>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 2 日)

City of Melton, Intercultural Cities

<<https://www.melton.vic.gov.au/Services/People/Cultural-Diversity/Intercultural-Cities>> (閲覧日 : 2020 年 3 月 2 日)

City of Melton, Community Partnership Program

<<https://www.melton.vic.gov.au/Services/Grants-Awards-and-Training/Community-Partnership-Program?BestBetMatch=community%20partnership%20program|d13b95b2-5146-4b00-9e3e-a80c73739a64|4f05f368-ecaa-4a93-b749-7ad6c4867c1f|en-AU>> （閲覧日：2020年3月2日）

City of Melton, Community Partnership Program Guideline

<<https://www.melton.vic.gov.au/files/assets/public/services/grants-awards-and-training/community-partnership-program/community-partnership-programguidelines.docx>> （閲覧日：2020年3月2日）

Australian Government, 2015 National Awards for Excellence Winners

<<https://www.regional.gov.au/local/awards/2015/>> （閲覧日：2020年3月2日）

City of Melton, Community Partnership Program Report, October 2018

おわりに

一般財団法人 自治体国際化協会 多文化共生のまちづくり促進事業

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html> （閲覧日：2020年3月2日）